

嘉麻市バス（稻築桂川線）運行業務委託仕様書

1 業務名 嘉麻市バス（稻築桂川線）運行業務 委託

2 履行場所 嘉麻市 地内

3 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

4 目的

本業務は、地域住民の移動手段を確保することを目的に行うものである。

5 業務内容

(1) 運行方法

国土交通大臣より道路運送法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業（同法第3条第1号イ「一般乗合旅客自動車運送事業」に限る。）の許可を受けた者による乗合バスの路線定期運行とする。

(2) 運行日

1 2月29日～1月3日を除く全日

ただし、災害等の場合は、この限りではない。

(3) 運行路線及び停車位置、運行時間

別添、路線概要図及び時刻表のとおりとする。ただし、変更が生じた場合は、委託者、受託者が協議して定めるものとする。

(4) 使用車両

使用する車両は次のとおりとし、委託者が受託者に無償で貸与する。（予備車両含む）

使用車両の保管については、法令に反しない範囲において受託者が保管するものとする。

また、故障等により予備車両を含めた貸与車両が使用できず、使用する車両が不足する場合は、受託者において車両を準備すること。

なお、車両の故障等修理に係る経費の累計額が年間20万円に達するまでの間は、受託者の責任と経費負担において行うものとする。また、受託者の経費により実施した故障等修理に係る経費の累計額が年間20万円を超えた場合、若しくは超えるおそれがあるときは、委託者と受託者にて協議を行うものとする。

ただし、受託者が故意又は過失により車両を破損した場合は、金額にかかわらず受託者が負担するものとし、相手方の有無に関わらず全ての事故に対応できる車両保険に加入すること。

車種	車両用途	台数	定員	燃料	駆動方式
三菱 ローバー	事業用	2台	29人	軽油	MT
トヨタ コースター	事業用	予備 1台	29人	軽油	AT

(5) 運賃

運賃については、委託者が定める額とする。

運行許可申請に必要な運賃については、決定次第別途、委託者が受託者に提示する。

(6) 運賃の收受

運賃の收受は、現金及び回数券並びに定期券とし、受託者が行うものとする。

受託者は、收受した運賃及び回数券並びに定期券収入を、毎月月末締めで委託者に納付するものとする。

6 回数券、定期券の販売

受託者は、嘉麻市バス車内において、回数券の販売を行うものとする。

また、受託者の事務所において、回数券及び定期券の販売を行うものとする。

なお、受託者は回数券及び定期券を適正に管理し、常時、保有する回数券及び定期券の枚数を把握しておかなければならない。

7 乗務員の配置

受託者は、嘉麻市バス運行に必要な乗務員を配置するものとする。

8 車内アナウンス

受託者は、乗車時に行き先案内の車内アナウンスを行い、バス停発車時に次のバス停名及びバス停到着直前に再度バス停名の車内アナウンスを行うものとする。

9 運行上の責務

- (1) 受託者は、道路交通法その他の関係法令を遵守の上、業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、嘉麻市バス運行に関し、安全かつ正確な運行に努めるとともに、乗務員に対して利用者への誠意ある接遇（マナー、服装等）を行うように、指導・教育に努めるものとする。
- (3) 受託者は、労働基準法その他の関連法令等に基づき必要な資格と資質を持った労働者が十分に確保可能な賃金水準とするよう特に配慮しなければならない。
- (4) 運行については、令和2年4月1日から確実に運行ができるよう、運行業務の準備（試運転等）をしなければならない。
- (5) 事業者ナンバーへの変更登録の手続き及び駅等の待機場所に必要となる手続きについては、受託者において行うものとする。
- (6) 乗務員の運行時における服装については、制服を着用しなければならない。
- (7) 運行に関する問い合わせ等（運行状況、時刻表、路線等）については、受託者において対応するものとし、事務所への連絡がとれる体制を整え、利用者への周知を行うものとする。

10 運行の中止

受託者は、天災地変及びその他受託者の責によらない事由により、運行区間の全部または一部が運行不可能となる可能性がある場合には、事前に当該区間の状況を確認するものとし、当該区間の全部または一部が運行不可能な場合には、運行の変更又は中止を行うことができるものとする。

受託者は、運行の変更又は中止をするときは、直ちに委託者へ連絡及び利用者への周知を行い、速やかに報告書を提出しなければならない。

11 緊急時の対応及び連絡等

- (1) 受託者は、積雪、災害発生等の緊急時において路線の巡回を行い、安全運行に疑義がある場合は、速やかに対応を決め、委託者に報告すること。また、積雪、災害発生等が予想される場合は安全運行のための事前措置を講じること。
- (2) 受託者は、路線上への倒木等を発見した場合、道路管理者に連絡すること。
- (3) 受託者は、車両が故障した場合、速やかに委託者に報告を行うこと。
- (4) 受託者は、事故が発生した場合、迅速かつ適正な処理を行うこと。

12 損害賠償義務

- (1) 受託者は、委託業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- (2) 受託者は、前号を履行するため、使用車両について受託者を契約者とする自動車保険（任意保険：対人・対物無制限）に加入しなければならない。

13 教育研修

受託者は、運行管理者及び乗務員の安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応ができるよう定期的な教育体制を整えておくこと。

14 運行及びサービスの調査等

受託者は、運行及びサービスについて、調査、提案を行うことができるものとする。

15 アンケート調査

受託者は、委託者が定期的に示す利用者の車内アンケート調査の依頼に対し、協力するものとする。

16 国庫補助金の申請、受領等

受託者は、委託者の指示する国庫補助金の申請及び受領等の所定の手続きを行うものとする。なお、受領した国庫補助金の取り扱いについては、委託者が発行する納付書により速やかに納付すること。

17 業務報告書

受託者は、月毎に、次の各号に示す事項を記載した業務報告書を業務が完了した月の翌月の10日までに提出しなければならない。また、委託者は、受託者に対し、委託業務の実施状況について隨時調査し必要な報告を求めるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

- (1) 本業務の運賃、回数券等に関する報告書
- (2) 各停留所の乗降客に関する報告書（バス停毎に日別、月別に集計）

18 道路運送法の運行認可取得

受託者は、本業務に関する運行計画について、道路運送法に基づく「一般乗合旅客自動車運

送事業路線定期運行認可」等の許認可を令和元年 11 月 30 日までに取得しなければならない。

また、運行計画が変更になる場合には、委託者の指定する期限までに、変更計画に基づく同運行認可を取得しなければならない。

なお、道路運送法に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業路線定期運行認可」等の許認可の手続きに関する費用については、受託者負担とする。

19 委託料の支払

- (1) 委託者と受託者が負担すべき運行費用の区分は、別表のとおりとする。
- (2) 契約金額及び委託料の支払方法は、毎月行うものとする。
- (3) 毎月の支払額に関しては、契約金額の税抜き額を契約月数で除した金額に消費税を加算したものとする。また、支払額に端数（千円単位）が生じた場合は、その端数金額は最後の支払額に合算して支払うものとする。
- (4) 受託者は、当月分の請求書を業務報告書提出時に委託者に提出するものとする。
- (5) 委託者は、請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に受託者に業務委託料を支払わなければならない。

20 契約の解除

- (1) 委託者は、業務委託契約約款第 17 条第 1 項に該当するときは、受託者との契約を解除することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務委託契約約款第 17 条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、委託者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

21 協議

この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者が協議して定めるものとする。

22 その他

この仕様書に定めのない事項であっても、委託業務に付随する業務は誠意をもって実施すること。

[19 (1) 別表] 委託者と受託者が負担すべき運行費用の区分

費 用	内 容	委託者	受託者
人件費	給与、通勤費、福利厚生費等		○
車両整備費	車検整備費、継続検査費、法定点検費 タイヤ購入交換費、 エンジンオイル、エレメント代		○
	重量税、自賠責保険・印紙税	○	
	車両修繕費（累計が年間20万円まで） ※累計が年間20万円を超えた場合、両者にて協議する。故意又は過失の場合は、この限りではない。	20万円を超えた場合は協議し、委託者負担	20万円まで受託者負担
燃料費	軽油又はガソリン代		○
消耗品	乗務員制服代、 清掃用品等（脚立、洗車ホース、タオル 洗車ブラシ、ほうき等） 事務用消耗品		○
任意保険料	対人 無制限 対物 無制限 人身傷害 無制限もしくは補償制限最高額 車両保険 時価		○
教育研修費			○
運行管理費			○
その他	事業用ナンバー変更登録及び駆等の待機場所 (駐車料金)に必要となる費用		○